

報道機関各位

令和3年度箕輪町健康ポイント事業対象事業を募集します

皆様に箕輪町健康ポイント事業をより広く活用いただくために、町主催以外の事業についても、ポイント付与の対象とするため、対象事業を公募いたします。

目的

箕輪町健康ポイント事業をより広く活用いただくために、箕輪町健康ポイント事業実施要領に定める「本事業の対象事業として町長が必要と認める事業」として、町主催以外の事業についても箕輪町健康ポイント事業の対象とするため、対象事業の公募を実施するもの。

対象者

町内に事業所等を有する法人やその他の団体等（個人での申込は不可）

対象とする事業

- ・町民が平等に参加することが可能である事業
- ・対象事業の内容が、箕輪町健康ポイント事業の趣旨と合致し、効果を高めるもの
- ・対象事業の内容が、本事業の公共性を確保するものであること

①講演会やイベント等、単発実施の場合：50ポイント付与対象

②健康教室等、継続して実施する事業場合：10回参加毎又は事業終了時に50ポイント付与対象

※募集要領の詳細は町ホームページをご確認ください。

募集期間

令和3年2月24日(水)～3月12日(金)

申込み

申請書を役場健康推進課まで持参もしくは郵送により提出

※申請書等の電子ファイルは、町ホームページからダウンロードできます。

添付資料 有 無

健康推進課 健康づくり支援係
(課長) 柴宮 まゆみ (担当) 北原 美幸
電 話：0265-79-3111 (内線) 138
F A X：0265-79-0230
E - mail：kenko@town.minowa.lg.jp

箕輪町健康ポイント事業
対象事業募集要領

令和3年2月
箕輪町役場健康推進課

第1 趣旨.....	2
第2 事業概要	2
1 本事業の趣旨	2
2 定義	2
3 対象者	2
4 ポイント対象事業	2
5 参加申込	2
6 ポイントの付与等	2
7 ポイント交換の申請等	3
第3 今回募集する対象事業に関する基本的事項	3
1 期間	3
2 参加料金	3
第4 募集手続	3
1 応募資格	3
2 提出書類	3
3 申請書の受付	4
4 対象事業選定等のスケジュール	4
5 留意事項	4
第5 対象事業の選定	4
1 選定方法	4
2 選定基準	5
3 選定結果の公表	5
4 その他	5
第6 連絡先及び申請書提出先	5

第1 趣旨

この要領は、町民に箕輪町健康ポイント事業（以下、本事業）をより広く活用いただくために、箕輪町健康ポイント事業実施要綱第4条第1項第5号に定める「本事業の対象事業として町長が必要と認める事業」として、町主催以外の事業についても、本事業の対象とするため、対象事業の公募を行うため必要な手続き等を定めたものです。

第2 事業概要

本事業の概要は次のとおりです。

1 本事業の趣旨

健康増進に資する事業等の利用者にポイントを付与することにより、検診の受診率及び町民の健康意識の向上を図る。

2 定義

ポイント…本事業の参加者が、定められた健康に関する事業に取り組むことにより付与されるものです。

ポイントカード…ポイントを記録するための記録紙のことです。

引換券…当該年度において付与されるべきポイントを、後日付与するために交付される用紙のことです。

3 対象者

本事業の対象者は、箕輪町に住所を有する20歳以上の者（当該年度に20歳に達する者を含む）。

4 ポイント対象事業

- ・町が主催する健康増進に資する事業（100～700ポイント）
- ・各種検診・健診（100～600ポイント）
- ・特定健診（300ポイント）
- ・町が主催する健康に寄与する講演及び講座に関する事業（50～100ポイント）
- ・その他、本事業の対象として町長が必要と認める事業（50ポイント）

5 参加申込

- ・箕輪町健康ポイント事業参加申込書を、持参または町ホームページにおいて、健康推進課へ提出
- ・健康推進課において内容を確認後、ポイントカードを交付します。

6 ポイントの付与等

参加者が対象事業に参加した実績に基づき、ポイントを付与し、参加者のポイントカードに押印します。なおポイントを付与するためのスタンプは、役場健康推進課もしくははげんきセンター(沢)において管理しているため、当日押印ができない事業の場合は、下記のとおり引換券を交付するものとします。

(1) 講演会やイベント等、単発実施の事業の場合

参加者が対象事業に参加した実績に基づきポイントを付与し、50ポイント引換券を交付します。

(2) 健康教室等、継続して実施する事業の場合

参加者が対象事業に参加した実績を、事業実施者が記録し、10回参加毎に50ポイント引換券を交付します。

(3) その他の事業の場合

上記の性質にそぐわない事業に関しては、役場健康推進課と協議のうえ、ポイントの付与について

決定します。

7 ポイント交換の申請等

参加者は、付与されたポイントの合計が1,000ポイントに達したときは、箕輪町健康ポイント事業ポイント交換申請書を提出することができます。提出があったときは当該年度において1人1回のみ報償品を交付します。

1,000ポイントになったポイントカードは回収し、新たなポイントカードを交付します。当該年度に再び1,000ポイントになったカードを提出した者も含め、ポイントカードの提出のあった者のうち、抽選により選出した者に対して、報償品を交付します。

第3 今回募集する対象事業に関する基本的事項

1 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

2 参加料金

本事業への申込みにあたり、負担金等は発生いたしません。なお、ポイント引換券配布にかかる事務費用等については、町では負担いたしません。

3 ポイントの付与について

・講演会やイベント等、単発実施の事業の場合

参加者が対象事業に参加した事を確認し、事業実施者が50ポイント引換券を交付してください。

・健康教室等、継続して実施する事業の場合

参加者が対象事業に参加した実績を、事業実施者が確認のうえ記録してください（記録する様式については指定しませんので、事業実施者をご準備ください）。10回参加毎又は事業終了時に事業実施者が50ポイント引換券を交付してください。

第4 募集手続

1 応募資格

本事業に応募できる者は、次の全ての要件を満たす法人やその他の団体（以下「法人等」という。）です。なお、法人等は、株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(2) 箕輪町財務規則（昭和53年規則第2号）第102条第1項により入札に参加することができない者でないこと。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、当町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(4) 町税その他の租税の滞納がない法人等であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった法人等でないこと。

(6) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第1項に規定する暴力団でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- ・対象事業申請書（様式第1号）

3 申請書の受付

(1) 受付期間

令和3年2月24日（火）から令和3年3月12日（金）まで（土日祝日等の閉庁日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

最終ページの「第6連絡先及び申請書提出先」まで持参するか又は郵便等により郵送してください。（郵送の場合は、事前に郵送する旨を電話等により連絡してください。）

なお、3月12日（金）必着とします。＊電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

申請書等の電子ファイルは、町ホームページからダウンロードできます。

【ホームページ】トップページ>健康・福祉>健康づくり>箕輪町健康ポイント事業対象事業募集

4 対象事業選定等のスケジュール

申請書類の受付 令和3年2月24日～令和3年3月12日

対象事業決定 令和3年3月17日

ポイント付与に関する規程等及び引換券の送付 令和2年3月下旬

業務開始 令和3年4月1日

5 留意事項

(1) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、当該申請は無効又は失格となることがあります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 申請内容の変更

事業実施期間中に提出された書類の内容に変更が生じた場合、箕輪町役場健康推進課まで連絡をお願いします（軽微な変更を除く）

(3) 申請書類の取扱い

申請書類は、返却しません。

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求に基づき開示することがあります。

第5 対象事業の選定

1 選定方法

対象事業は、提出された書類を基に審査を経て町長が決定します。

なお、必要に応じて書類審査に加えて追加の聞き取りを行う場合があります。この場合、申請者には個別に連絡いたします。

2 選定基準

対象事業を選定する際の選定基準は次のとおりです。

- (1) 町民が平等に参加することが可能である事業であること。
- (2) 対象事業の内容が、本事業の趣旨と合致するとともに、本事業の効果を高めるものであること。
- (3) 対象事業の内容が、本事業の公共性を確保するものであること。

3 選定結果の公表

選定結果等については、後日郵送等によりご連絡いたします。なお、対象事業として認められた場合は、本事業の対象事業一覧として、参加者へ配布及び町ホームページ等に掲載されます。

4 その他

対象事業が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、町は認定を取り消し、対象事業としないことがあります。

- (1) 申請者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、対象事業としてふさわしくないと認められるとき。

第6 連絡先及び申請書提出先

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪10298 番地
箕輪町役場健康推進課健康づくり支援係

担当 北原

電話 0265-79-3111(内線138)

FAX 0265-79-0230

メール kenko@town.minowa.lg.jp